

## パブリックコメントで提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 「環境の保全と創造に関する条例施行規則」の一部改正（事業者に対する温室効果ガス排出抑制計画及び措置結果報告制度改正）案

意見募集期間 : 平成26年4月18日～平成26年5月8日

意見等の提出件数 : 4件（2者）

番号	項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
1	改正内容(案)	<p>現要綱では、ばい煙発生施設が非常用発電設備のみの事業所は対象外としている。</p> <p>非常用発電設備の使用は、突発的・一時的な事象によるものであり、恒常的・継続的な事業活動における燃料の使用ではないことから、引き続き本制度の対象外にすべきである。</p>	1	<p>〔ご意見を反映しました〕</p> <p>県も、非常用発電設備は停電時等のみの稼働であり、そのエネルギー使用量は限られているため、現要綱の規定と同様、ばい煙発生施設が非常用発電設備のみの事業所は本制度の対象外と考えております。</p> <p>このため、ご意見を踏まえ、改正内容(案)に以下のとおり明記しました。</p> <p>「大気汚染防止法のばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）を設置し、エネルギー使用量（燃料、熱、電気の原油換算量）が年間 500kL 以上、1,500kL 未満の事業所を条例対象に追加」</p>
2	改正内容(案)	<p>改正内容（案）では、「大気汚染防止法ばい煙発生施設を設置していない事業所の取り扱いについては、今後データ収集等を行った上で検討する」としているが、エネルギー使用量が該当していれば、ばい煙発生施設を設置している、いないに係らず一斉に報告義務を設定するのが、温室効果ガスの排出抑制という本来の目的に合致するように思える。</p>	1	<p>〔今後検討します〕</p> <p>今回の改正は、現要綱対象事業所に対し、指針を定めて排出抑制計画の目標設定等の指導を行うにあたり、条例に位置付けることで、着実な削減対策の推進を図るためのものです。現要綱ではばい煙発生施設の設置を条件としていることから、これを踏襲しました。</p> <p>なお、ご指摘の方法も温室効果ガス排出抑制のための1つの手段であり、今後データ収集等を行った上で必要性について検討してまいります。</p>

番号	項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
3	改正内容(案)	<p>すでに事業者は、自主的に温室効果ガスの排出削減に取り組んでおり、現要綱対象事業所を条例対象とすることにより期待できる削減効果に比べ、事業者の事務的な負担は大きくなる。</p> <p>従って、現要綱対象事業所については、条例位置づけの対象外とすべきである。</p>	1	<p>〔対応困難です〕</p> <p>県としては、現要綱では対象事業者からの報告の提出率が約5割に留まっていることから、着実な削減対策の推進を図るため、現要綱の一定規模以上の事業者を条例対象に位置付けたいと考えております。</p>
4	特定物質排出抑制計画制度	<p>広域で事業活動を行う事業者は、事業活動全体で温室効果ガスの排出削減に取り組んでおり、特定のエリアにおける事業所単位ではなく、一事業者としての温室効果ガスの削減目標や排出量、排出抑制措置が評価されるべきである。</p> <p>また、具体的行動計画を定めて自主的な取り組みを実施し、その状況を毎年ホームページ等で公表している事業者もあるほか、省エネ法や温対法の対象事業者は、同法に基づき温室効果ガス排出量や排出抑制措置などを毎年国へ報告している。</p> <p>これらを勘案し、事業者への負担が増すことのないよう、本改正や特定物質排出抑制計画制度の廃止も含めた抜本的な見直しの検討を行っていただきたい。</p>	1	<p>〔対応困難です〕</p> <p>県の特定物質排出抑制計画制度は、事業者が自ら目標を立て、その達成に向けて取り組みを行うことを主目的として、県議会の議決を経て条例が制定されました。全国においても、47都道府県中30団体が同様の制度を運用しています。</p>